

交差箇所における防熱の詳細に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 R 編

改正事項

交差箇所における防熱の詳細に関する事項

改正理由

甲板又は隔壁の交差箇所等における防熱については、MSC/Circ.1120 において具体的な施工方法が示されており、本会は同サーキュラーを既に本会規則に取り入れている。

本サーキュラーにおいては、防熱材が結露等によるドレンを吸収することにより防熱材の効力を損なうことを防ぐため、防熱材の下部を 100 mm を超えない範囲で切断して差し支えない旨規定されている一方、当該防熱材の施工図には、鋼製のコーミング／ガッタバー及び内張り板等による内張り構造を設けることも図示されている。しかしながら、内張り構造は、通常、居住性の確保を目的として居住区域のみに備えられるものであることから、IMO において、当該施工方法の対象区域を明確にすべく検討が行われた。

その結果、2015 年 6 月開催の IMO 第 95 回海上安全委員会（MSC95）において、当該鋼製のコーミング／ガッタバー及び内張り板による内張り構造は、居住区域のみに適用される旨明確にする統一解釈が承認され、MSC.1/Circ.1510 として回章されている。

今般、MSC.1/Circ.1510 に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

防熱材の下部の切断箇所を示す図において、鋼製のコーミング／ガッタバー及び内張りは、居住区域のみを対象とする旨改めた。